

地震再保険の概要

1. 政府再保険	<p>地震保険は、次のような特徴をもつ地震災害による損害をカバーするため、政府が「再保険」という形で損害保険会社をバックアップすることによって成り立っている。</p> <p>① 1 災害による損害が保険会社の担保力を大幅に上回る巨額なものとなるおそれがある。</p> <p>② 災害の発生時期や発生頻度の予測が極めて困難なため大数の法則に乗りにくい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政府による再保険は「地震保険に関する法律」に基づいて実施 												
2. 総支払限度額	<p>地震保険は、一定規模以上の支払保険金が生じた場合、損害保険会社が支払う保険金の一部を政府が負担する再保険制度が導入されている。しかし、地震等によってどのような巨大損害が発生するか予測できないという地震災害の特異性から、1 回の地震等によって損害保険会社全社が支払う保険金には限度額（総支払限度額）が設けられており、11.7 兆円（2019 年 4 月現在）と定められている。この総支払限度額は、関東大震災級の地震が発生しても保険金の支払いに支障のないように決定されている。</p> <p>万一、算出された保険金の総額が総支払限度額を超える場合、契約ごとに支払われる保険金は次の算式により削減されることがある。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> $\text{支払保険金} = \text{算出された保険金の額} \times \frac{11.7 \text{ 兆円}}{\text{算出された保険金の総額}}$ </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東日本大震災が発生した際は、削減することなく保険金は支払われている ・ 大震災発生時には、政府は復旧・復興に向け、地震保険以外の様々な施策も実施 												
3. 再保険スキーム	<p>損害保険会社と政府の間では、超過損害額再保険方式（1 回の地震等による支払が一定の額を超える場合、その超過部分についての責任を負担する方式）による再保険契約が締結されている。損害保険会社と政府の責任分担は次のとおりである（2019 年 4 月現在）。</p> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> <p>871 億円 1,537 億円 11.7 兆円</p> </div> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td></td> <td>871 億円以下</td> <td>871 億円超～1,537 億円以下</td> <td>1,537 億円超～11.7 兆円以下</td> </tr> <tr> <td>民間</td> <td>100%</td> <td>50%</td> <td>約 0.12%</td> </tr> <tr> <td>政府</td> <td>0%</td> <td>50%</td> <td>約 99.88%</td> </tr> </table>		871 億円以下	871 億円超～1,537 億円以下	1,537 億円超～11.7 兆円以下	民間	100%	50%	約 0.12%	政府	0%	50%	約 99.88%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総支払限度額 11.7 兆円 (民間 1,338 億円、政府 11 兆 5,662 億円)
	871 億円以下	871 億円超～1,537 億円以下	1,537 億円超～11.7 兆円以下											
民間	100%	50%	約 0.12%											
政府	0%	50%	約 99.88%											

【 地震再保険取引の仕組み 】

(1) 損害保険社から日本地震再保険会社への再保険

[地震保険再保険特約(A)…A特約]

日本国内で営業している損害保険会社と日本地震再保険会社との間で再保険特約を締結しており、この再保険特約によって損害保険会社は地震保険契約の保険責任の全額を日本地震再保険会社に再保険している。

(2) 日本地震再保険会社から損害保険会社への再々保険

[地震保険再保険特約(B)…B特約]

日本地震再保険会社は、損害保険会社と個別に地震保険再保険特約を締結して、前記(1)のA特約によって引き受けた保険責任のうち損害保険会社が負担すべき保険責任について、再々保険している。

(3) 日本地震再保険会社から政府への再々保険

[地震保険超過損害額再保険契約…C契約]

日本地震再保険会社は、政府と超過損害額再保険契約を締結して、前記(1)のA特約によって損害保険会社から引き受けた保険責任のうち国会で承認された責任限度額を政府に再保険に出している。

以上の関係を図示すると右記のとおり。

<再保険>

